

民事判決情報データベース化検討会報告書（素案）について寄せられた御意見

※お寄せいただいた御意見に複数の内容が含まれる場合は、御意見を分割して整理し、類似の御意見は適宜要約するなどして、まとめて記載しています。

※「御意見に対する考え方」に記載した報告書素案の項目やページ数は、意見募集時の報告書素案のものです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体に関するもの		
1	○ 素案が示す制度設計の大枠に賛成する。 国は、各地の裁判所で言い渡される民事判決等を集約し、包括的に仮名処理等の加工を行って基幹となるデータベースを構築するための、基幹データベースの担い手である情報管理機関を設けるために必要な法整備を速やかに行うべきである。	
2	○ 民事判決情報は社会全体で共有すべき公共財であり、民事判決情報をデータベース化して広く国民に提供していくという報告書の基本的な方向性に賛同する。	
3	○ 今回の素案は、民事裁判情報を提供する意義として、①司法の国民に対する透明性を向上させ、②国民に対して行動規範・紛争解決指針の提示、③紛争解決を補助するA Iの開発基盤整備であり、民事訴訟手続きのデジタル化を見据え、デジタル化にふさわしい民事裁判情報の提供の在り方・制度化に向けた諸	

	課題を検討されました。 新たに整備すべき内容については、公益と個人のプライバシー整備も必要と考えます。 今回の素案を実現するための法整備が早期に実現することを期待し、願っております。	
4	○ 国民が裁判に踏み切るには現状でもかなりのハードルがあります。民事判決情報をデータベース化して公開することで、さらに裁判することに躊躇することがないようにしていただきたいと思います。 この制度の意義を広く広報していただくこと、個人が特定されないように適切に仮名処理や安全管理措置、事後的な措置を実施することをわかりやすく情報提供していただくこと、そして、国民にとって判決情報がこれまでより利用しやすいものとなり裁判が身近なものになるための制度を作っていただくようお願いいたします。	
5	○ 民事判決のデジタル化が進めば、その利用者が増加して、公共財としての効用が高まるものと考えます。より良い司法制度ができるよう願います。	
第1 緒言		

6	○ 緒言において、「判決書は、審理結果の報告書ともいうべきものであり、訴訟当事者に対して判決の内容を知らせるにとどまらず、国民に対して、具体的な事件を通じ法の内容を明らかにするとともに、裁判所の判断及び判断の過程を示すことによって裁判の公正を保障するという目的や機能がある。そのため、判決書は憲法上公開が要請され、民事訴訟法においては訴訟記録の一部として何人も閲覧することができるものとされており、その内容は本来誰でもアクセスできるものである。情報通信技術の発展とともに、判決書の内容はより広く国民に提供されるべきものである」とされています。さらに、司法制度改革審議会意見書で「判例情報の提供により、裁判所による紛争解決の先例・基準を広く国民に示すことは、国民にとって司法の国民に対する透明性を向上させ、説明責任を明確化するというにとどまらず、紛争の予防・早期解決にも資するものである」と示されています。 憲法において裁判の公開が要請されていることは、多くの国民は理解していないと思われます。そのため、「自分の判決情報」であり、同時にプライバシーの確保が求められる判決情報をデータベース化して公開することについて、すぐには理解、納得することは困難であろうと推測します。民事判決情報をデータベース化して公開することの意義について示していただいたことで、その必要性について一定の理解がされると考えます。	
---	---	--

	デジタル技術が飛躍的に進展したことから、将来的にA I による紛争解決手続のサポートの可能性や、民事裁判情報全体を通じてその傾向を分析すること、同種の事案を地域ごとに分析することによって様々な法的サービスの品質が向上することなど、国民にとって有意義であると同時に、何よりも訴訟関係者の権利利益に配慮した制度となるよう期待しています。	
1 検討会設置の経緯及び検討の対象		
7	○ 基幹データベースの精度をさらに高めるために紙媒体の判決書についても将来的にはデータベース化の対象とすることを求める。 確かに、紙媒体の判決書については、これを読み取り、デジタルデータに変換する作業が不可欠になるところ、現在の技術水準では、変換後のデータを人が確認してその正確性を担保する必要があると考えられ、多大な事務負担を要することとなる。この点を含め、素案が指摘するとおり様々な検討課題があると考えられるが、今後デジタル技術の進歩によりこうした事務負担の軽減、簡易低廉な情報の正確性を担保する方策が開発されることも見込まれる。また、紙媒体の判決書のデジタル化については訴訟記録を管理する裁判所の協力も不可欠である。 したがって、情報管理機関と最高裁判所が連携し、様々な検討課題の解決に向けた協議を続けるべきである。	

8	○ 本検討会では、電子判決書に係る民事判決等の情報をデータベース化の対象にしており、コンピュータの力を借りた処理になじむものから蓄積・提供していくという道筋を志向すること自体は、実現のために前へ進めるという意味で正しい判断だと思うが、この「時点」（電子判決書が整備される時点）に、データベースの対象とするか対象外とするかの線を引くこと自体は、国民的利用のあり方からみれば、何の根拠も見出し得ないのではないか。当面デジタル化されたもののDB化を進めつつ、遡ってデジタル化・DB化することの意義と効果を検討し、収録対象の妥当な時間的「線引き」について、結論を得ることを望む。	
9	○ 提供される情報は、制度開始後に言渡しのあった判決書等のみが対象か。制度開始前の過年度分の判決書も提供対象としてほしい。	
10	○ 今回の検討の対象を民事判決情報に限っているが、判決等の裁判結果情報以外の訴訟関連情報を検討の対象にしていない理由は何か。本「素案」の第2等で詳しく述べられている「利用」を、真に実のあるものとするためには、広く訴訟資料の情報を対象に考えるほうが自然に思えるし（実際に、判決書だけでは、事案に即した判例研究などの利用には足りないというの	

	が常識的見解と思われ、現に第２・１にあるように、司法制度改革審議会意見書は、「訴訟の進行に関する情報を含む司法全般に関する情報の公開」を説いているし、また、民事訴訟においてデジタル化されるのは判決書だけではない。むしろ、各手続において積み重ねられたデジタルデータの「仕上げ」データが、判決書なのだと承知している。データベース化を裁判情報の国民への提供の実現へと結びつける大きな条件として考えるならば、判決書以外の裁判情報を対象から除外する理由は、ないのではないか。この点についてどのような議論がなされたのか、本報告書で言及されるよう望むものである。	
第２ 民事裁判情報を広く国民に提供することの意義		
11	○ 民事裁判情報を広く国民に提供することの意義に関して、賛同いたします。 司法制度改革審議会意見書において、「判例情報の提供は、裁判所による紛争解決の先例・基準を広く国民に示すことなり、司法の国民に対する透明性を向上させ、説明責任を明確化し、紛争の予防・早期解決にも資する」とあり、「裁判所は、判例情報、訴訟の進行に関する情報を含む司法全般に関する情報の公開を推進していく一環として、特に判例情報については、プライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供していくべきである。」と提言されていました。	

	こうした「先例的価値」のある個別の民事裁判情報を国民に提供し、その内容を分析することの意義は、今日においても変わらず重要なものである、とのお考えに賛同です。 更に、民事裁判情報は、社会全体で共有すべき公共財としての価値が 高まっているというべきで、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件に限ることなく、多くの民事裁判情報を広く国民に提供することに重要な意義があると考えます。	
1 司法の透明性向上・行動規範や紛争解決指針の提示		
12	○ 民事裁判情報を広く国民に提供することの意義については、叙述された趣旨に全面的に賛同するものである。特に司法の透明性向上については、ともすればこれまで軽視されてきた問題ではないだろうか。透明性は、なにも行政の専売特許ではなく、司法においても重視されなければならない価値であって、情報の積極的な開示によって初めて確保され、国民に信頼される存在として認知されるものとする。いわゆる法曹三者、特に裁判所、検察庁にはそのことへの自覚を強く促したい。	
2 デジタル社会における民事裁判情報提供の意義		
13	○ 近時のデジタル技術の進展を見据え、これまでになかったタイプの分析を含む効果的な分析結果を期待する旨述べ、より広く民事裁判情報を提供することの大きな意義として位置づけている点は、心から賛同するものであり、この後の4「小括」	

	において「民事裁判情報は、社会全体で共有すべき公共財としての価値が高まっている」と述べていることと併せ、高く評価したい。	
第3 民事裁判情報提供の現状と課題		
2 社会経済情勢の変化を踏まえた現状の課題とその背景		
14	○ 裁判所ウェブサイトにおける提供（年間数百件）と民間事業者による提供（多くとも年間1万件から2万件程度）にとどまっており、年間約20万件の判決の数%にすぎない現状に、正直、驚愕いたしました。 公開情報たる民事裁判情報の公共財としての利活用を促進する環境整備が必要との今回のご提案に賛同いたします。	
第4 課題の解決策及びその実現に向けた検討事項		
1 課題の解決策		
15	○ 裁判所から情報管理機関に民事裁判情報を提供するにあたっては、情報管理機関が仮名化処理をするにあたり無用なコストをかけることにならないような技術的方法を採用すべきである。この点は技術面のみならず民事裁判手続に関する法令上の制約なども考慮しなければならないが、少なくともテキストデータによることは必要かつ可能であり、その点を法制化にあたっては真摯に検討し、その実現を期すべきである。	

2 法整備の必要性		
16	○ 情報管理機関が万一、第三者から損害賠償責任を求められた場合に情報管理機関自体が破綻しないために、管理機関を担う団体及びその役員について損害賠償責任を補填するための損害賠償責任保険を利用することを可能とする制度設計を行うべきである。具体的には、報告書素案第5の3に記載される提供料金の決定において、責任賠償保険への加入費用等を積算根拠に含めることが機関データベースの健全な運用の観点からは当然の内容となる。この点を今後の議論の過程で確認すべきである。さらに、これと関連するが提供料金の決定は情報管理機関と利用者との間の契約交渉に委ねられる問題であり、情報管理機関が独占的立場から不当に高額な提供料金を定めることは許されないことは当然であるとしても、基幹データベースの利用を通じて一定（ときには高額）の利益を得ようとする民間事業者の存在を想定すれば、情報提供料金について「低廉」であることを徒らに求め、法令による制限を課すことは不要というべきである。	
17	○ 法制化にあたっては、情報管理機関による民事裁判情報の利用者への提供が個人情報保護法第27条第1項第1号にいう「法令」に基づくものであり、個人情報保護法に違反するものではないことを法制上可能な方法で明示すべきであ	

	る。	
18	○ 参照法令を「個人情報の保護に関する法律」としているが、「仮名措置」としている内容が同法における「仮名加工情報」とも異なり、どの条項を根拠とした措置かが判然としない。 それは、そもそもの参照法令を間違えているからにほかならない。 本制度において参照すべきは、判例という公文書の公開という趣旨を踏まえれば、(たとえ、民間団体(情報管理機関)に判例情報のいわば払い下げをするにせよ、全体の制度趣旨から言えば、国家の保有する判例情報の公開に関する制度と捉えて設計すべきである。) 情報公開法制である。 したがって、むしろここでは、情報公開法制を参考にすべきであって、「仮名措置」は、情報公開法制における「不開示情報」の規定とその解釈に準じたものとすべきである。 なお、個人情報保護法において、「個人情報」の定義は2条1項に令和3年改正によって公民一元化されているが、その解釈は2つ併存している点は、専門家の中でもあまり認知されていない。 本制度は形式上は民間団体(情報管理機関)が仮名措置を行うが、すでに述べたように実質的には、国家が保有する判例情報の公開制度である。 個人情報保護法上も公的部門の規律も参照して検討されな	

	ければならない。(現行個人情報保護法は、3年ごとに見直しにより、さらなるもう一段の公民一元化を議論していくべきであって、今後避けがたい大きな論点を残している状態でもある。現行法の形式的参照では、本制度と整合せず、本制度を正しく設計することは不可能であるというべきである。) 現行個人情報保護法上、参照すべきは、情報公開法制との関係で規定された78条(保有個人情報の開示義務)であろう。 仮名措置は、今一度、整理しておかなければ、AIなどプログラム処理に落とし込むことも困難であろうと思われる。また、3年ごとに見直しが継続する個人情報保護法に依拠した制度とするのではなく、事実上の法源性のある判例情報を広く国民に公開することは、法治国家として本来当然のことであり、独自の根拠法をもって設計されて当然であろう。	
19	○ 裁判所から民間団体に判例情報としての原本と同等の情報が提供されることについての根拠規定の整備も論点となる。 司法府の少なくとも司法行政に渡る部分においては、司法権の独立が当然に及ぶということはなく、本件は、最高裁判所規則ではなく、法律によって規律されるべきだと考える。	
20	○ 裁判所自体が情報を管理するのではなく、そこから独立した公正な民間団体がこれを管理し分析運用する意義は高い。日本弁護士会など中立的専門組織に関連した団体が認定されるべ	

	きであろう。 その場合は、継続的に情報化投資を行いよりよく運用されるよう財政基盤や要員の確保など、立ち上げ時期は、国家の予算をもって基盤整備を計った上で自主運営に委ねるべきように思う。	
3 制度化に向けた検討事項		
21	○ 以下の2点を検討事項に加えるべきである。 キ 情報管理機関を担う民間事業者を確保するためにどのような制度設計が必要か ク この制度を運用するにあたり国はどのような責務を負うか そして、上記2点の検討事項に基づき具体的に以下の規律を設けるべきである。 ・上記キに関する検討に基づき、情報管理機関の役員等が個人的な法的責任を負う要件について民法上の特則を設け、国家賠償法1条と同趣旨の規定等を設けるべきである。 ・上記クに関する検討に基づき、国に民事裁判情報のオープンデータ化を推進する責務があること、そのために情報管理機関の健全かつ継続的運営を可能とするための条件整備を行う義務を国が負担することをそれぞれ法令に明記すべきである。	

第5 基幹データベースを整備するための制度の在り方		
1 情報管理機関による民事裁判情報の取得の在り方		
(1) 取得する民事裁判情報の範囲		
22	○ 素案は、人事訴訟手続における電子判決書は対象外としている（1頁）。 しかし、人事訴訟においてもデータベース化の必要性は、民事訴訟、行政事件訴訟手続における電子判決書と変わらない。仮名処理に当たり個別の検討が必要であるが、将来的には対象に含めることを前提として課題の検討を行うべきである。	
23	○ 賛成する。 データベースに収録する判決について、欠席判決については、(3)アに記載の「理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子裁判書の作成に代えて調書に記録されるもの」と同様であるといえ、争点に対する判断がされた判決とは利活用の性質が全く異なることになると考えられる。これらの判決情報が情報管理機関に提供される際には、欠席判決である旨など必要な情報をメタデータとして付す必要があると考えられる。	
24	○ 賛成する。 第5の1(1)イにおいて、訴訟関係者の権利利益を保護する観点から、電子判決書や電子決定書について閲覧等を制限する決定が行われている場合、情報管理機関は、当該決定の対象	

	となった部分を除いて民事裁判情報を取得すべきであると示されているので、反対する理由がない。	
25	○ 本案につき、賛成する 本案では、情報管理機関が取得すべき民事裁判情報の範囲として、いわゆる調書判決を含め、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続の全ての審級における全ての判決に係る情報を裁判所から取得すべきとしている。もっとも、電子判決書や電子決定書について閲覧等を制限する決定が行われている場合は、当該決定の対象となった部分を除いて民事裁判情報を取得すべきともしておりバランスの取れたものであるといえるだろう。判決以外の裁判である決定及び命令についても、その内容や情報の持つ価値に応じてできるだけ取得を行うべきである。	
26	○ 情報管理機関は、民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続の全ての審級における全ての判決（民事訴訟法第253条）に係る情報を裁判所から取得すべきとの提案に賛成し、いわゆる調書判決（同法第254条）については、裁判所の判断やその過程を分析するための資料としての価値が弱いことから、情報管理機関が取得する情報の対象から外することが適当であると考えます。 ○ （決定及び命令について）賛成する。決定及び命令は、具体的な事実関係を前提に法を適用した結果を示す裁判機関の判断であり、その内容に国民がアクセスしやすくなることは意義	

	があると考えられる。本案で例示されているように、文書提出命令の申立てに対する決定などのように、社会的なニーズが高いと思われるものを中心に基準を設け、基幹データベースに収録を行っていくべきであるとする。	
(2) 訴訟関係者の権利利益に格別の配慮を要すると思われる事案について		
27	○ 基幹データベースの構築、運用は実際のシステム構築と関わる問題ではあるが、閲覧等制限決定が行われ、その旨が裁判所から情報管理機関に通知された場合、当該判決について一時的に利用者への提供をストップするとなどのシステム設計を検討すべきである。	
28	○ 賛成する。 秘匿措置の決定がされた判決については、秘匿対象者の住所、氏名等が記載されないため、情報管理機関が取得すること自体に問題はないものとする。 また、秘匿措置の決定がされた判決に限らず、判決に対して後日、閲覧等制限決定がされた事件については、報告書（素案）に記載のとおり、判決言渡しや決定の告知が行われた後、情報管理機関が民事裁判情報を取得するまでの間に一定の期間を設けるなどの運用を行うことで、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれや営業秘密の漏えいのリスクを払拭していく必要がある。	

29	○ 賛成する。 訴訟関係者の権利利益に配慮するため、(2)ウのような仕組みが設けられるのであれば、訴訟関係者の権利利益が守られることになるので、反対する理由がない。	
30	○ 賛成する。 民事訴訟の実務においては、本案に記載があるように、DV被害に係る事案などプライバシーに特別の配慮を要するものがある。こうした事案の民事裁判情報については、基幹データベースに収録しないという考え方もありうるものの、同種の事案の参考になる可能性もあるため、適切な運用をもとの基幹データに収録することが望ましいと考える。 本案にあるように、民事訴訟法上の住所、氏名等の秘匿制度や閲覧等制限の制度等の適切な運用の下、それを活用した仕組みを適切に構築することが望ましいものとする。	
31	○ 民事裁判情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、対審の公開が停止された事案等、当事者を含む訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案も含まれます。こうした事案類型に係る民事裁判情報について	

	は、訴訟関係者の権利利益に特に配慮する観点から、情報管理機関が裁判所から取得せず、基幹データベースに収録しないという考え方もあり得る状況下、今回の素案では、同種事案だからこそ、どのような裁判が執り行われたか参考にしたい利用者が存在すると考え、利活用の必要性は否定できず、むしろ参考とされることで同種事案における適切な権利の実現に資することとなると考え、こうした事案類型についても、これに該当することのみをもって利活用の途を閉ざすことは相当ではなく、訴訟関係者の権利利益に配慮するための方策を講じた上で基幹データベースに収録するのが望ましい、と考えられたことを高く評価いたします。	
32	○ 民事訴訟法第133条及び第133条の2による住所・氏名等秘匿制度の決定が行われた事件については、基幹データベース収録の対象外とするべきである。 (理由) ○ 訴訟当事者は、自己の権利実現・被害救済の手段として、訴訟手続を利用することが多く、犯罪やDV、児童虐待等の被害者においては、訴訟手続自体も、自己の居所等を知られる端緒となる可能性もある。 令和5年2月より、民事訴訟法における、住所・氏名等秘匿制度（以下「秘匿制度」という。）が施行された（改正民事訴訟法第133条及び第133条の2）が、素案によれば、秘匿制	

	度を利用した事案についても、基幹データベースに取り込み、情報管理機関の調査研究の対象となり得るという方針が示されている。 秘匿制度が利用される事件は、犯罪やDV、児童虐待等、事件内容がセンシティブであり、かつ、加害者に居所等を知られることにより当事者の生命・身体に危険がおよび、精神的にも重大な影響をもたらすことが予見される。 また、推知情報等により、いかなる他者にも知られたくない自己のセンシティブな情報を、自らが意図しない形で他者に知られることも考えられ、当事者が重大な精神的苦痛を感じることもありうる。 「自己の訴訟事案がどのような形で利用されるのか」 「情報管理機関にはどのような人が携わるのか」 「基幹データベースに取り込まれた情報は漏洩のおそれはないのか」 といった懸念が払しょくされない状況で、基幹データベースに収録されるということになれば、秘匿制度利用者は事件解決後においても、上記のような様々な不安を抱えながら生活を送らざるを得ない。 秘匿制度は、いかなる他者に対しても自己の個人情報を開示することができない正当な理由のある訴訟当事者のためにある制度であり、その制度趣旨からみても、秘匿制度を利用した民事事件の判決情報を、情報管理機関が取得することは相当で	
--	---	--

	ない。 よって、秘匿制度を利用した民事事件については、基幹データベース収録の対象外とするべきである。	
33	○ 訴訟関係者の権利利益に格別の配慮を要すると思われる事案として、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、対審の公開が停止された事案等、当事者を含む訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれます。本来であれば、こうした事案については、訴訟関係者の権利利益に特に配慮する観点から、情報管理機関が裁判所から取得せず、基幹データベースに収録しないということが望ましいと思います。しかし、利活用の必要性があることから、基幹データベースに収録すべきとされました。その手当として、仮名処理を実施するとともに、適切な安全管理措置、訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案については、民事訴訟法上、住所、氏名等の秘匿制度や閲覧等制限の制度等が設けられており、こうした制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築することが提案されています。秘匿や閲覧制限の利用で手当するのであれば、その制度について、裁判を行う国民に対して丁寧に説明し、適切に運用していただくよう要望します。	

(3) 決定及び命令について		
34	○ 次の決定・命令については、将来できるだけ早く基幹データベースに収録するように関係者において検討するべきである。 ① 文書提出命令（民事訴訟法第223条第1項） ② 時機に後れた攻撃防御方法の却下決定（同法第157条）	
35	○ 賛成する。 裁判所及び情報管理機関の負担等を考慮し、当面、必要性の高い決定及び命令から情報管理機関が取得するという方向性について、現状、やむを得ない。今後、大量情報を画一的にデータ処理することを早期に実現することを望む。 報告書（素案）に記載のとおり、必要性の高いものを選択するという作業は、選別する手間という別の負担が生じるおそれがあるからである。	
36	○ 賛成する。 裁判所及び情報管理機関の負担等を考慮し、当面、必要性の高い決定及び命令から情報管理機関が取得するという方向性については、現状、やむを得ないものとする。今後、大量情報を画一的にデータ処理することを早期に実現することを望む。 報告書に記載のとおり、必要性の高いものを選択するという	

	作業は、選別する手間という別の負担が生じるおそれがあるからである。	
37	○ 賛成する。 決定及び命令は、具体的な事実関係を前提に法を適用した結果を示す裁判機関の判断であり、その内容に国民がアクセスしやすくなることは意義があると考えられる。本案で例示されているように、文書提出命令の申立てに対する決定などのように、社会的なニーズが高いと思われるものを中心に基準を設け、基幹データベースに収録を行っていくべきであると考え	
38	○ 今回の対象外とされている民事執行手続、倒産手続、家事事件手続等の民事関係手続のデジタル化を図るための規定の整備等を行う改正法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53条）における民事執行、倒産手続、家事事件、家事審判事件、非訟事件における決定についても、重要な決定等は基幹データベースに収録すべく、関係者において検討を行うべきである。	
2 適切な仮名処理の在り方		
(1) 第一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報等		

39	○ 素案では、他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができる情報についての仮名処理の在り方が言及されている（素案２３頁）。その方向性には基本的に異論はない。以下、補足して意見を述べる。 民事裁判情報の中には、いじめ、体罰等不適切指導、学校等事故、少年事件、さらに子の虐待事件や子に対する性被害に関する損害賠償訴訟など子を当事者や関係者とするものも含まれる。こうした事案については、判決の中で詳細な家庭の事情や、関係者の成育歴について触れられることも多く、また、被害内容自体が高度のプライバシーにわたる場合（性被害の場合等）もあり、当事者、関係者の特定がされた場合、その当事者、関係者に及ぼす影響は甚大である。しかるに、例えば、学校における事件、事故の場合、その学校名、法人名等が公開されることによって被害者個人の特定につながる場合がある。また、それらの事件に限らず、一定の基準により仮名処理が施されたとしても、事件発生後の報道やＳＮＳにより拡散された情報と基幹データベースが提供する情報とを組み合わせれば、容易に被害者や加害者が特定されることも想定される。 したがって、報道やＳＮＳ等によって明らかにされた情報と合わせるにより個人を識別することができる情報についても、当事者又は関係者が仮名処理を申し出ることができる仕組みについて、素案に記載されている対応を含め、検討すべきである。	
----	--	--

40	○ 情報管理機関が記載のとりの情報について仮名化することに賛成する。	
41	○ 賛成する。 本案に示された情報は、いずれもプライバシー保護の観点からは仮名処理対象とすべきであるとする。 本案に示されているように仮名処理の基準については、今後のテクノロジーの発展等を踏まえて不断に見直すべきである。	
42	○ 基幹データベースへの収録にあたっては、特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要がある。仮名処理にあたっての「第一次的な処理の基準」として、(1)個人の氏名の全部（ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。）、(2)個人の住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報及び(3)個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、(4)個人識別符号（個人情報保護法第2条第2項）の全部について仮名処理を実施すべきとの提案に賛成する。 法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきでとの提案に賛成する。 実際の仮名処理は、情報管理機関の業務規程等に基づき、A	

	I等を活用しつつ、人手による所要の確認を経て行われることが想定される。民事裁判情報は本来的には何人もアクセスできる情報であり、公共財としての側面を有するものである。仮名処理の対象とする必要がない情報については、できる限り仮名処理の対象としないように情報管理機関において、「第一次的な処理の基準」やその運用の在り方について、不断の見直しをすることを期待したい。	
43	○ 「情報管理機関が基準を策定するに当たっては、基幹データベースを有意義なものとすることや訴訟関係者や利用者にとって明確な基準であることが期待されるとともに、運用開始後、不断に見直すことが期待される」（第5 2(1)ウ p.18）との箇所について 情報管理機関は、仮名処理の基準を明確にし、かつ利用者に対して分かりやすく周知することが重要である。これにより、リーガルテック企業等の利用者は、提供されるデータの性質を正確に理解し、適切なサービス開発を行うことができる。	
44	○ 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要がある、特定の個人を識別することができる情報として、1.個人の氏名の全部（ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与	

	した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。)、2. 個人の住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報及び 3. 個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、4. 個人識別符号（個人情報保護法第2条第2項）の全部についても仮名処理を実施すべきである。 また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである。 提案されている氏名、住所、生年月日、個人識別番号、電話番号、クレジットカード番号等については漏れがないように、適切に仮名処理をしていただくようお願いします。それでも漏れがあったり事後的な措置が必要になった場合などに備えて、申し出が容易にできる体制にさせていただくことがセットである必要があります。 住所については、社会調査の基礎とする観点や将来的に新たな利活用の可能性があり得るため、できる限り細やかな情報を利用者に提供できるようにしておく必要があるということから、市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報を仮名処理すべきとされ、市や特別区については仮名処理されない	
--	---	--

	ことになりました。しかし、消費者トラブルは事業者との争いになります。人口が多い地域であれば特定されないかもしれませんが、人口が少ない地域の場合は特定される可能性があります。特に屋根工事や外壁工事など外から見える消費者取引や、高齢者で一人暮らしなど家族関係などから特定される可能性が高いです。個別の事情がある場合には仮名処理の範囲を広くしていただくよう要望します。 また、生年月日については、月日の情報につき仮名処理を実施することが提案されていますが、検討会においては、「有意義な基幹データベースを構築するためには裁判所の判断及びその過程を知ることができるようにする必要があり、判決の内容によっては月日の情報が必要になるものがあり得るのではないか、せめて月の情報については仮名処理の対象外にする必要があるのではないか」との指摘もありました。通常、生年月日は、多くは、成年か未成年か、社会人であっても高齢か若年かなどを知るために必要であることから生年だけで足ります。第一義的に月日が削除されても、必要に応じて月日まで公開される可能性があるのであれば、その必要性については十分に検討するべきと考えます。	
(2) 検討の視点について		
45	○ (アについて) 賛成する。 訴訟記録は原則として誰もが閲覧可能であるが、インターネ	

ットでの公開はされておらず、訴訟記録を閲覧するためには管轄裁判所を訪問する必要があることから、裁判所へのアクセスや訴訟記録たる判決書の内容の公開方法には物理的な制限が存在していた。データベース化に伴い、広く国民が容易に判決情報の内容を閲覧可能となるため、訴訟関係者のプライバシー保護の観点から、情報管理機関が一定の情報に仮名処理を施すべきである。

（イについて）現行の判例データベース事業者等による仮名処理基準と異なる仮名処理基準を設けることに賛成する。また、仮名処理基準については運用開始後も柔軟に変更できる体制を構築すべきである。

情報管理機関による画一的な仮名処理では、他の情報との組み合わせによる個人の特定を防ぐのは困難である。一方で、過度な仮名処理は裁判内容の理解や法的分析に影響を及ぼし、情報の有用性を損なうおそれがある。仮名処理の基準は、研究への利用や国民への判決内容の公開といった利用者の目的に応じて異なるべきであるが、情報管理機関が利用目的に応じた異なる仮名処理を行うのは困難であるため、情報管理機関と利用者間の提供契約において、利用種別ごとに訴訟関係者のプライバシー情報を不当に公開しないよう規制する取り決めが適切であると考える。また、仮名処理基準については、運用開始時に十全なものを作ることは困難であり、必要十分とされる仮名処理基準もその時の社会情勢で変わるものであるため、柔軟に

	見直す体制を構築すべきである。	
46	○ 賛成する。 訴訟記録は原則として誰もが閲覧可能であるが、現状では、インターネットでの公開はされておらず、訴訟記録を閲覧するためには管轄裁判所を訪問する必要があることから、裁判所へのアクセスや訴訟記録たる判決書の内容の公開方法には物理的な制限が存在していた。しかしながら、データベース化に伴い、広く国民が容易に判決情報の内容を閲覧可能となるため、訴訟関係者のプライバシー保護の観点から、情報管理機関が一定の情報に仮名処理を施すべきである。	
47	○ 賛成する。 民事裁判情報をデータベース化することは、より多くの情報を分析、利用することが可能となることにつながり、紛争の予防や新しい制度やサービスの考案など、社会の発展に役立つものである。一方で、訴訟関係者からすれば適切な仮名処理基準をもとにデータベース化されるのでなければ、プライバシーの侵害につながりかねず民事訴訟制度の利用を躊躇してしまう原因にもなりかねない。本案で示されているとおり、データベース化をする利点と訴訟関係者のプライバシー保護の観点から検討をする必要がある。	

(3) 特定の個人を識別することができる情報等（前記（1）の情報）について

48	○ 賛成する。 弁護士や司法書士、裁判官などの専門家の氏名は公開することに異議はない。公的機関の代表者については、その氏名に限っては公開の対象としてよいが、公的機関の代表者であることが裁判書の記載から明らかでない場合は、一律に仮名化することも考えられる。芸能人や著名人の氏名については、その氏名が一般的に公に知られ、公的な注目を浴びることを前提に、その名前自体が商品やブランドの一部として認識されている。そのため、仮名化の対象外とすることが考えられるが、個別の判断が必要であり、一律的な判断は困難と思われる。 一方で、芸能人や著名人の氏名については、純粋な個人の氏名とは異なり、仮名化の対象外とすべき場合もあることから、仮名化の対象外とすべき場合について、今後の検討が必要である。	
49	○ 賛成する。 弁護士や司法書士、裁判官などの専門家の氏名は公開することに異議はない。公的機関の代表者については、その氏名に限っては公開の対象としてよいが、公的機関の代表者であることが裁判書の記載から明らかでない場合は、一律に仮名化することも考えられる。芸能人や著名人の氏名については、その氏名が一般的に公に知られ、公的な注目を浴びることを前提に、その名前自体が商品やブランドの一部として認識されているの	

	で、仮名化の対象外とすることも考えられるが、現状においては、一律に仮名化処理をするべきである。 一方で、公人といわれるような人物の氏名については、純粋な個人の氏名とは異なり、仮名化の対象外とすべき場合もあることから、仮名化の対象外とすべき場合について、今後の検討が必要である。	
50	○ 賛成する。 本案で示されている通り、訴訟関係者の氏名や個人識別符号（個人情報保護法第2条第2項）は個人の特定につながるため、仮名処理が必要である。 裁判官、訴訟代理人である弁護士及び司法書士の氏名については、利用者にとって有益な情報となり得ることや、訴訟代理人についてデータベース事業者によっては現状においても仮名処理がなされていないこと、民事裁判情報にはこれらの者の私生活上の情報が記録されることは想定しがたいこと、裁判官、弁護士、司法書士の職責に照らして、仮名処理がなされないことに異論はない。ただし、「(1) 情報管理機関が行うべき事後的な措置等」において記載があるように、業務妨害につながるような事情がある場合には、事後的に仮名処理を行うことも認めるべきであると考える。 その他、本案において公的機関の代表者の仮名処理の基準などの議論があるが、情報管理機関が持つ仮名処理の技術水準な	

	ども踏まえてさらに検討する必要があると思われる。	
51	○ 訴訟代理人氏名の仮名化を不要とすることに賛成する。 ただし、運用に際しては、プライバシーの問題や訴訟代理人への権利侵害といったリスクを考慮し、柔軟な事後的措置等の運用を求める。 (理由) ○ 司法書士法第 1 条には、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」旨の規定（使命規定）が置かれている。同規定により、司法書士が我が国における法律事務の専門家として課せられている職責が明確にされている。 このことから、法律実務家が仮名化処理を求めることは相当とはいえないと考えられるが、本項目については、以下に挙げる理由により、訴訟代理人の氏名公表についてリスクが存することを考慮する必要がある。 まず、訴訟代理人自身のプライバシーの問題がある。たとえば、司法書士には、司法書士法第 20 条の規定により、事務所設置義務が課されている。自宅と同一の住所に事務所を構えている者も少なくないことから、代理人氏名の公表により、訴訟代理人本人またはその家族に対しプライバシー侵害のリスクが	

	及ぶおそれがある。 また、訴訟代理人への権利侵害という問題も考えられる。現代社会においては、インターネットや SNS 等により、マスメディアや個人から発せられた情報の拡散が早く、当事者が受ける影響が大きくなっている。実際、近年では、意図的に切り取られた情報が、SNS 等を通じて本来の意図や解釈とは違った形で拡散され、当事者が命を絶つといった痛ましい事件も発生している。 このような前提を踏まえ、訴訟代理人の氏名の仮名化处理について検討すると、元々「負け筋」であることを前提に依頼者から事件を受任した場合において、依頼者が敗訴した場合、依頼者とその代理人は、その結果に納得していたとしても、利活用の際には、敗訴事件としてカウントされ、当該訴訟代理人が風評被害を受けるリスクがあることはもちろんのこと、SNS 等を通じて、一般の市民に誤った認識を拡散されるリスクもあると考えられる。 以上のことから、訴訟代理人の氏名の仮名化を不要とする方針について反対するものではないが、運用にあたっては、訴訟代理人のプライバシーの保護が必要な場合においては、柔軟な対応を可能とすべきである。	
(4) 他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができる情報について		
52	○ 民事裁判情報について、そもそも仮名処理の必要がどこま	

	で存在するのか否か、リテラシーの向上を図るにあたって、抜本的な議論を行うべきである。	
53	○ 各ケースで個人の特定によるリスクが異なることを考慮して、運用の開始時点においては、事後的な措置について広く仮名処理を行えるように対処すべきである。 ○ 他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができる情報については、事後的な対応を行う仕組みの中で対処するほか、情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律において対処すべきである。情報の組み合わせによる個人の特定を完全に防ぐことは不可能であるし、特定された場合のリスクについても個々人によって異なる。特に、犯罪歴や個人の政治的信条、宗教的信念、人種情報等、要配慮個人情報に含まれる重要なプライバシー情報が記載されている場合など、個人が特定されないように配慮が必要であろう。 一方で、情報管理機関において、情報の組み合わせにより個人が特定される可能性とリスクの予測は難しいため、運用の開始時点においては事後的な措置として柔軟に仮名処理を行うべきである。また、裁判所に対して判決書の閲覧等制限の申立てを行うことも考えられるが、申立時期によっては救済が困難となることや、申立人に費用負担が発生することから、閲覧等制限の申立てによる救済のみでは十分ではないと考える。	

54	○ 賛成する。 氏名等に仮名処理を行っていても、民事裁判情報に記載された他の情報と組み合わせることにより、個人を特定できてしまうという事象は起こりえる。本案にあるように情報管理機関によって、そのような情報を仮名処理することは困難であるため、訴訟関係者等の申出により個別に対応するなどの措置が考えられる。ただし、DV・ストーカー等による取り返しのつかない被害が発生する可能性があるため、仮名処理等の事後的な手続きについては、迅速に対応できる体制の構築を行う等、慎重な検討が必要である。	
55	○ 他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができるとの情報について、仮名処理するかどうか事前に適切に判断することが困難であることから、第一次的な処理の基準において仮名処理の対象とするのではなく、「情報管理機関において訴訟関係者等の申出を受けて必要な対応を行うこととするなど、事後的な対応を行う仕組みの中で対処する方法のほか、情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律や利用者のリテラシーを底上げしていく取組を通じて利活用の適正化を図ることによって対処するのが望ましい」とされました。利用者には、法律の実務家や研究者、一般の国民も想定されます。今やインターネット上で情報を発信することが容易くできる状況であることから、一部だけをとりあげて誤解を生じさせた	

	り、改ざんしたりすることがないように、明確な規律を示すこと、具体的に利用者のリテラシーをあげるための施策を講じるよう要望します。	
56	○ 「他の情報と組み合わせることにより個人を識別することができる情報」の所で「情報管理機関と利用者との間の提供契約における規律や利用者のリテラシーを底上げしていく取組みを通じて利活用の適正化を図る」とあるが、利用者の良心に任せるとするのは確かに理想的ではあるが、今日のネット社会ではそのような情報を悪用されることが十分ありえる。厳格化が必要ではないか。	
(5) 法人の名称等について		
57	○ 法人の名称について仮名化処理の対象外とすることについて賛成する。ただし、事後的な救済措置において仮名処理を行うことができる場合を設けるべきである。 法人の名称や所在地について、プライバシーを観念できないことに異論はない。一方で、実際には法人の名称等が公開されることについて、レピュテーションリスクや商業登記簿等を通じた役員個人の住所、氏名の特定リスクが存在する。レピュテーションリスクについては、判例データベースが公開され浸透した後、国民の裁判制度についての理解が深まることで、法人が適切な対応を行えば、レピュテーションリスクは軽減さ	

	れる可能性がある。また、商業登記簿等を通じた役員個人の住所、氏名の特定リスクは、商業登記制度の在り方の問題でもある。現在、令和6年10月1日施行の改正商業登記規則等により一定の要件を満たした場合、申出により法人の代表者の住所を登記簿から省略することが可能となる予定である。いずれにせよ、特に経営基盤が弱い中小企業においては、運用の開始時点においてはレピュテーションリスクと個人の特定リスクについて懸念があることは間違いなく、仮名化に配慮すべき場面が生じることが想定される。 一方、法人の名称については、その名称が公開されることで、裁判事例の累積を容易にし、特に消費者事件の解決に役立つことが期待され、消費者事件での消費者保護の立場からは公開が望ましいと考えられる。法人の名称について、事後的な措置で仮名化処理を行うことが困難であり、また、仮名化処理で保護すべき法人とそうでない法人の線引きは困難であるから、法人の名称については、全て公開するか全て仮名化するかは二択になると考えられる。法人名称公開によって得られる利益と不利益を比較衡量した場合に、今般の制度の趣旨等に鑑みても、非公開とする積極的な根拠はないと言わざるを得ない。別途、法人のレピュテーションリスクについては、今後の二次利用等における検討課題とすべきである。	
58	○ 賛成する。	

法人の名称や所在地については正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念できないため、仮名処理を実施しないという結論について異論はない。

ただし、法人の名称や所在地が判明すれば、商業登記情報にアクセスすることにより会社の役員の氏名や代表者の住所などの個人情報にアクセスすることも可能となる。なお、代表者の住所についてはプライバシーの観点から問題意識が高まり、株式会社の代表取締役等住所非表示措置が令和6年10月1日から開始することとなっている。ゆえに、法人の名称や所在地は、プライバシーのあたる情報に密接につながる情報であるといえるだろう。

民事裁判は、あくまで証拠等に基づき法的な結論を下していくものであり、訴訟関係者のいずれが道徳的に正しいか否かなどを判断するものではない。しかし、情報の利用の態様によっては不当なレピュテーションリスクを企業並びに個人が引き受けることにもつながりかねない。特に日本の企業の大半を占める中小企業においては、悪意を持った情報の利用に対して対応することが経済的、人間的な理由から難しいと考えられる。もし、民事裁判情報の不適切な利用などが発生した場合には、一定の要件のもと、すみやかに仮名処理を求めることができる仕組み等を整えることが必要であると考ええる。

一方で、法人名等を公開することにより、消費者被害の防止等に寄与する側面もあるため、当該メリットと上記リスクを比

	較考量し、慎重に検討を進めることが重要であるとする。	
59	○ 賛成する。 法人の名称や所在地については正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念できないため、仮名処理を実施しないという結論について異論はない。 ただし、法人の名称や所在地が判明すれば、商業登記情報にアクセスすることにより会社の役員の氏名や代表者の住所などの個人情報にアクセスすることも可能となる。なお、代表者の住所についてはプライバシーの観点から問題意識が高まり、株式会社の代表取締役等住所非表示措置が令和6年10月1日から開始することとなっている。ゆえに、法人の名称や所在地は、プライバシーのあたる情報に密接につながる情報であるといえるだろう。 民事裁判は、あくまで証拠等に基づき法的な結論を下していくものであり、訴訟関係者のいずれが道徳的に正しいか否かなどを判断するものではない。しかし、情報の利用の態様によっては不当なレピュテーションリスクを企業並びに個人が引き受けることにもつながりかねない。特に日本の企業の大半を占める中小企業においては、悪意を持った情報の利用に対して対応することが経済的、人間的な理由から難しいと考えられる。 もし、民事裁判情報の不適切な利用などが発生した場合には、一定の要件のもと、すみやかに仮名処理を求めることができる	

	仕組み等を整えることが必要であると考え。 一方で、法人名等を公開することにより、消費者被害の防止等に寄与する側面もあるため、当該メリットと上記リスクを比較考量し、慎重に検討を進めることが重要であると考え。	
60	○ 法人の名称等について仮名化処理を不要とすることに賛成である。 ただし、法人の名称等の公開に伴い個人が特定され、個人のプライバシーが侵害される場面が起こった場合、制度開始後の法人の名称等の仮名化処理を可能とする柔軟な事後的対応を行うべきである。 (理由) ○ 法人については、個人と同様のプライバシーが観念できないことに異論はない。一方で、法人の登記事項証明書等には代表者あるいは役員の住所氏名といった個人のプライバシーとして本来保護されるべき情報が記載されているため、民事判決情報データベースで公開される法人の名称等それ自体では直ちに個人を特定するには至らずとも、法人の登記事項証明書等の取得と紐づける事で特定の個人として識別しうる情報が取得されるリスクが存在する。 令和4年9月1日施行の商業登記規則等の一部を改正する省令（令和4年法務省令第34号）及び商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部	

	を改正する省令（令和４年法務省令第３５号）により、ＤＶ被害者等である会社代表者等からの申出により、登記事項証明書等におけるＤＶ被害者等の住所を非表示とすることが可能となっていることから、法人の名称等を登記事項証明書等の情報と紐づける事で特定の個人として識別しうる情報となり得ることは明らかである。 他方、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第２８号）によって創設された令和６年１０月１日から施行予定の代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則第三十一条の三）制度では、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等において代表取締役等の住所は最小行政区画までしか表示されないとされている。 ただし、この代表取締役等住所非表示措置の申出は、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記の申請と同時にする場合に限り代表取締役等の住所を非表示にできる制度である。 そのため、登記事項に変更が生じない限り、措置を申出ることができないうえに、申出には一定の手続きを要するため、代表者等の住所は依然として登記事項証明書等には記載される状態となることから、法人の名称等の公開に紐づく個人の特定リスクが依然として存在する。 ただし、法人の名称等が仮名化されないことにより、消費者	
--	---	--

	事件の解決や消費者問題の予防に資することが期待され、消費者保護の立場からは法人の名称等が公開されることはむしろ望ましいとも考えられ、国民生活センターが個別の事業者の名称を公表しうるとする、独立行政法人国民生活センター法施行規則第36条の趣旨はまさに、この考え方と一致するものである。 また、法人の名称等について仮名化处理で保護すべき法人とそうでない法人を事前に線引きする事は困難であるため、法人の名称等については全て公開するか全て仮名化するかとの二択にならざるを得ないと考えられるが、制度開始前の現時点で、法人の名称等について全て仮名化しなければならないという積極的な理由は見つからない。 民事判決情報データベースを運用する上で、法人の名称等の公開によって得られる利益と不利益を改めて検証し、法人の名称等の公開の結果、個人のプライバシーが侵害される事態が起きた場合においては、法人の名称等の仮名化处理を可能にする柔軟な事後的対応を行うべきである。	
61	○ 「法人については正当に保護されるべき権利利益としてプライバシーを観念することはできず、名誉や信用が観念されるにとどまる。もっとも、名誉や信用については、プライバシーとは異なり、収録された民事裁判情報が利用者に提供されただけで直ちに侵害されることは想定し難く、その後の利用のされ方	

	によってこれらの権利利益が侵害されることがあり得るにすぎない。」ため、仮名処理まで実施する必要はないと考えられると提案されていることに賛成します。 消費者トラブルは事業者と消費者との取引で発生します。同じ事業者が同じ手口で勧誘したり同じ説明で誤解させたりして、多数の消費者被害が発生するケースがあります。ある地域が集中的に狙われたり、その後他の地域に移転してそこで同種の消費者トラブルを起こすこともあります。そのような場合に法人名がわかると非常に有益と考えます。たとえ小規模事業者であっても法人名は仮名処理しないようお願いします。	
(6) 仮名処理基準の策定及び運用に当たっての留意事項		
62	○ 情報管理機関の裁量において仮名処理の有無を判断できる場合を設けること、情報管理機関において柔軟に仮名処理基準や運用の在り方を変更することに賛成する。 デフォルト・ルールとしての仮名処理基準は画一的なものとしつつ、歴史上の人物の氏名等、明らかに仮名化の対象外として問題が生じないものについては、情報管理機関の裁量によって仮名化の対象外とすることが望ましいと考える。制度の運用が開始される以前に完全な仮名処理基準を設けることは不可能であるため、十分な検討を行いながら情報管理機関に裁量を持たせ、かつ、柔軟に仮名処理基準とその運用を見直すことができる体制を構築することが重要である。	

63	○ 情報管理機関の裁量において仮名処理の有無を判断できる場合を設けること、情報管理機関において柔軟に仮名処理基準や運用の在り方を変更することに賛成する。 本制度の運用が開始される前に、完全な仮名処理基準を設けることは不可能であるし、今後、A I の技術が進展した時には様々な仮名処理が可能となることもありうることから随時十分な検討を行いながら情報管理機関に裁量を持たせ、かつ、柔軟に仮名処理基準とその運用を見直すことができる体制を構築することが重要である。	
64	○ 賛成する。 仮名処理を行う基準については、情報管理機関が業務規程等に基準を設け、運用状況等を踏まえつつ、柔軟に変更すべきである。なお、できるだけ A I 等を活用してコストを下げ、安価に情報を提供できる方向で処理をしていくべきであると考ええる。	
3 民事裁判情報の提供や利活用の在り方		
(1) 情報管理機関による民事裁判情報の提供方法等		
65	○ 利用料金は、最終的には弁護士、裁判官、研究者などの二次的な利用者（素案 10 頁注 9）の負担に転嫁されるものであるから、できるだけ低廉である必要がある。しかし、それはあく	

	まで「基幹データベースの健全な運用に支障のない範囲」であることはいうまでもない。そうでなければ、情報管理機関の継続性に支障を生ずることになり継続性のある事業が困難となるからである。 素案においては、提供料金をできる限り低廉なものとする観点から、「オープンデータ基本指針」を参考に、提供の対価についての不断の見直し、再検討が望まれるとの意見も示されているが（素案３２頁）、その検討には国の協力が必要である。とりわけ、民事裁判情報の提供方法など基幹データベース構築のためのシステムの開発や改善のためには、裁判所の協力が不可欠であり、制度構築後も、情報管理機関と裁判所が継続的に連携・協力を続けていく必要がある。	
66	○ 情報管理機関と利用者との間の提供契約の締結にあたっては、情報管理機関もまた民間事業者である以上、その契約行為の自主性を過度に害することのないように留意すべきである。「情報管理機関が行う利用者との契約締結行為その他の活動については、情報管理機関の自主性が尊重されなければならない。」との規定を法令等に明文化すべきである。	
67	○ (1) 仮名処理後の民事裁判情報をＣＳＶやXML等の機械判読に適した方法により提供すること、(2) 判決言渡年月日等の基礎的な情報や統計的分析に資する事件類型に関する情報、当	

	該訴訟の帰すうを知るための審級関連情報等をメタデータとして付する必要があること、(3)訴訟関係者の同意を取得する必要はないこと、(4)情報管理機関は、正当な理由がある場合に限って提供契約の締結を拒絶（解除）することができるものとする、(5)提供料金は、基幹データベースの健全な運用に支障のない範囲でできる限り低廉なものとする、及び(6)情報管理機関が、仮名処理後の民事裁判情報を自ら利用することは差し支えないものとする」とする提案にいずれも賛成する。	
68	1. 報告書(素案)においては、情報管理機関による民事裁判情報の提供形式について「CSV・XML等の機械判読に適した方法とすることが期待される」(28 頁)、「メタデータを付するのが望ましいとの意見があった」(29 頁)とある。メタデータについては検討会における意見紹介に留まるかのような書きぶりは無用な混乱を招きかねない。最終報告書では、「審級関連情報等の民事裁判情報の利活用の促進に資する関連情報を提供すべき」(28 頁)のトーンで統一し、是非、メタデータを付する方針が明確になるよう、書きぶりの工夫をお願いしたい。 2. これら提供形式とメタデータは、データベースの有用性を左右する重要な要素であることからすれば、より具体的な検討を行うべきである。 まず、提供形式について、判決書における節、段落構造が表	

現できる機械判読可能な形式であることが必要である点を指摘したい。現存する判決書の記載様式は必ずしも統一されておらず、文書本来の節、段落構造による階層関係が人間の読解時に有用な手掛かりとなり、これは計算機を用いた分析対象データとしての利用、機械学習による学習データとしての利用においても有用な情報となる。その点、CSV よりも XML 等の節構造、段落構造を明示的にマークアップ可能な形式が有用と思われる。

統計的処理あるいは機械学習を用いて何らかの分析や実験を行う際に、最も有用な手掛かりになるのはメタデータであり、メタデータにどのような情報が収録されているかによって、その活用幅が大きく影響される。データベース提供にあたっては、エンドユーザの利活用のシナリオを提供目的に沿って具体的に検討した上で、今後開発される裁判所におけるシステムに対する受動的な対応に留まらず、裁判所側との積極的な連携を期待したい。

3. 上級審の民事裁判情報に付すべきメタデータとしては、「審級関連情報」にとどまらない、より踏み込んだ検討が必要と考えるが、いかがか。

すなわち、現在の上級審の判決書においては、「原判決の何頁何行目から (略)、を引用する」「原判決の何頁何行目から (略)、を下記のように変更する」といった記載がなされている。当該上級審判決において、どのような下級審での判断が支持または

	変更されたのかを知るためには原判決の判決書を参照する必要があるところ、いうまでもなく、上記の現在の紙ベースの慣行に従った記載は、頁切れ目の存在する文書形式を想定している。 報告書(素案)が推奨している XML 形式や CSV 形式は、機械可読かつ文章構造や段落から意味構造を推定するには有益な構造であるものの、上記のような頁切れ目情報を得られず参照先を特定できないのではないかと懸念される。 この問題は、例えば、情報管理機関にてメタデータを付与する際に、上級審判決書の上記のような言及先を原判決の XML、CSV におけるタグ情報やテキスト内の何文字目に該当するかといった情報を付与することなどで、技術的には対応が可能と考えられる。 このような上級審の判決書の特性に応じた対応を含め、現行の慣行を踏まえつつ、分析用途に資する技術的な要請・要望について汲み取る場を設けることをお願いしたい。	
69	○ (アについて) 賛成する。 本文の提案は、制度目的に資する。なお、本文の前提として、裁判所から関連情報も併せて情報管理機関に提供するルールとしなければならない、裁判所内においても、それらの情報が民事判決情報と併せて整理されていなければならないはずである。裁判所内のシステムの問題となろうが、スムーズな情報提	

	供が可能となるシステムの構築を期待する。 （イ及びウについて）賛成する。 民事裁判情報のデータベース化は民事裁判のＩＴ化とともに国策として行うべきとの考えに基づき、本文にもあるように民事裁判情報が公共財としての側面を有するのであれば、国費を投入することも考えられるが、提供される価値に応じた費用を利用者側で負担する方針に異論はない。 （エについて）賛成する。 判決情報について、一定の網羅性が担保される方法による提供が必要なことは言うまでもないが、利用者に提供される情報量が増え、利用者の負担が大きなものになると、実際の利用者が限られるおそれがある。より限定した範囲での提供が可能となれば、利用者が軽負担で利用できる可能性があり、リーガルテック分野のますますの発展に資すると考える。	
70	○（アについて）賛成する。 本文の提案は、制度目的に資する。なお、本文の前提として、裁判所から関連情報も併せて情報管理機関に提供するルールとしなければならない、裁判所内においても、それらの情報が民事判決情報と併せて整理されていなければならないはずである。裁判所内のシステムの問題となろうが、スムーズな情報提供が可能となるシステムの構築に期待する。 （イ及びウについて）賛成するが、以下についても検討する	

	必要がある。 提供される価値に応じた費用を利用者側で負担する方針に異論はないが、民事裁判情報のデータベース化は民事裁判のＩＴ化とともに国策として行うべきとの考えに基づき、本文にもあるように民事裁判情報が公共財としての側面を有するのであれば、国費を投入し、民事裁判情報のデータベースの利用者の負担を軽減することも考えられる。 （エについて）賛成する。 判決情報について、一定の網羅性が担保される方法による提供が必要なことは言うまでもないが、利用者に提供される情報量が増え、利用者の負担が大きなものになると、実際の利用者が限られるおそれがある。より限定した範囲での提供が可能となれば、利用者が軽負担で利用できる可能性があり、リーガルテック分野のますますの発展に資すると考える。	
71	○ 賛成する。 特段反対する理由はない。提供する情報の形式が、ＣＳＶやXML等の機械判読に適した方法とすること、訴訟関係者の同意を取得する必要が無いこと、提供料金はできる限り低廉なものであることは、本案の実施においても重要な点であるといえる。	
72	○ 「提供する情報の形式は、ＣＳＶやXML等、機械判読に適	

	した方法とすることが期待される」(第5 3(1)ア p.28)との箇所に対し 提供する情報の形式の例示として、現在 web API で多く使用されている形式である JSON を本文に加えるべきである。なお、JSON や XML 形式で提供する場合には、構造を定義するスキーマ定義言語も公開、提供する必要がある。 提供する情報に文字列のみならず図表等が含まれる場合には、それらの図表等も機械判読できるよう配慮すべきである。 また、API 連携によるデータ提供を行うことが望ましい旨も明示的、確認的に本文に記載すべきである。API の公開により、効率的な情報の提供及び利活用が可能となり、リーガルテック企業によるイノベーションの促進にも効果が見込まれる。	
(2) 提供の対象とする民事裁判情報等について		
73	○ 少なくとも制度開始当初は、情報管理機関が仮名処理前の民事裁判情報を利用者に提供することに反対する。 本案に記載があるとおり、ビッグデータとしての利活用では仮名処理後の民事裁判情報では目的を達することができないケースもあり得られると思われる。この点については、情報を何に利用するのか、なぜ仮名処理前の情報でなければならないのか、仮名処理前の情報を提供することで得られる社会的利益は何か、プライバシー侵害の恐れはないのかなどの観点から慎重に検討をしたうえで提供する運用を認めるかなどを決定すべ	

	きであると考える。	
(3) 訴訟関係者の同意を取得する必要はないことについて		
74	○ 賛成する。 仮名処理を行ったとしても民事裁判情報の提供を行うことで、訴訟関係者当事者のプライバシーが侵害されるおそれはあることになる。しかし、訴訟関係者当事者の同意を必要とすると、事務手続きが煩雑となり本案の実現そのものが困難なるため、訴訟関係者の同意を得る必要はないと考える。	
75	○ 事件番号等が判明する民事判決情報にオンライン上で広くアクセスできるようになり、かつ、民事訴訟記録のある裁判所以外の全国の裁判所の端末から電磁的訴訟記録を閲覧できるという状況が生じることが想定される場合は、反対する。この場合、訴訟関係者のプライバシー等の権利利益に配慮し、裁判所及び情報管理機関が、相互に連携し、協力を図りながら、訴訟提起の段階又は訴訟手続の中で訴訟関係者の同意を得るべきである。 (理由) ○ 最高裁平成20年3月6日判決では、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又	

は公表されない自由を有するものと解される」と判示されている。

訴訟関係者の主張や証拠等から裁判官が事実問題と法律問題の両方を判断する事実審においては、事実問題を判断する必要があることから、その民事裁判情報においても多くの事実が記載される。例えば、建物明渡請求訴訟であれば家賃の滞納状況、貸金返還請求訴訟や過払金返還請求訴訟であれば借入れの状況、不貞行為の慰謝料請求訴訟であれば不貞の状況、刑事事件の損害賠償請求訴訟であれば前科・前歴や犯罪被害情報、交通事故の損害賠償請求訴訟であれば給与の額、病歴（既往症）、通院歴等がある。それらは、訴訟関係者にとって第三者に開示又は公表されたくない情報であることは論を俟たない。

公開された民事裁判情報の内容をもとに、裁判所で裁判所書記官に閲覧を申請し、仮名処理されていない電子的訴訟記録を閲覧することで、容易に個人を識別することが可能となる場合には、訴訟関係者である個人の合理的期待に反してその私生活上の自由を脅かす危険が生じる可能性もあり、プライバシーリスクはかなり高いものとなるといえる。

事件番号等が判明する民事判決情報のデータベースにオンライン上で広くアクセスできる運用がなされる場合は、情報管理機関が裁判所から民事裁判情報を取得、管理、利用者への提供に関する行為は、訴訟関係者に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものに該当する可能性は極めて高くなり、

	当該訴訟関係者がこれに同意していなければ、憲法 13 条により保障された上記の自由を侵害するものになる可能性が多分にあることから、情報管理機関による訴訟当事者の同意のない民事裁判情報の取得はすべきではない。	
(4) 提供の在り方について		
76	○ 提供の在り方に関しては、制度開始にあたって以下の 2 点に留意すべきである。 1 情報管理機関の事務作業が膨大となり、そのために手続費用が高額なものとならないように、情報管理機関から裁判情報の提供を受ける利用者は一定の継続的な契約を締結した法主体（者）とするなど、提供契約の締結にあたっては情報管理機関の柔軟かつ自主性ある判断を認めるべきこと。 2 情報管理機関は、提供契約の当事者となる利用者以外の者の行為に関しては、後述する事後的措置の行使の可否が検討されるのみであって、その余の不適切行為を是正する義務を負うものではないこと。	
77	○ 判決データベースを構築すること自体は歓迎するものであるが、利用者から料金等を徴収することについて反対する。 裁判は開かれたものであり、その成果物である判決は公共財であるはずだ。しかしながら、現在は判決がほとんど公開され	

	ておらず、裁判所でさえ民間のデータベースを利用している情けない状況である。そうしたところ、データベースを構築することになれば判決の利活用が進むであろう。 だが、その利用が有償であれば、その意義は低減することに疑いはない。利用が想定されている機械学習では、その正確性を向上するためにはより多くのデータ数が必要となるのに、費用が障壁となってそのデータが十分に活用できないことが考えられる。 また、本来公共財であるべき判決を有償でなければ提供しないならば、国民のアクセス権を大きく制限することになる。諸外国においても判決データベースを無償で提供している国がほとんどである。 そうした理由で、有償であることに強く反対する。	
78	○ （ア～ウについて）賛成する。 方針に異論はないが、仮名化のみならず、関連情報の付加、情報漏洩等に関する安全管理措置等の様々な手当を行えば、費用がかさみ、これが利用料に転嫁されると利用自体がしにくくなることも考えられることから、随時の見直し、再検討をすべきであると考ええる。 （エについて）賛成する。 方針に異論はないが、利用者によっては、データベース化された全件の判決情報までは必要とせず、全件データベース化の	

	利益を受けないあるいは受ける必要のない者もいる。公共財である以上、そのような者が民事判決情報のデータベース化による利益を、過度な費用負担なく適切に享受するために、一件ずつあるいは特定の事件類型のみ提供を希望する者に対しても、民事判決情報を提供できる仕組みを早期に導入することを検討すべきである。	
79	○ 賛成する。 方針に異論はないが、仮名化のみならず、関連情報の付加、情報漏洩等に関する安全管理措置等の様々な手当を行えば、費用がかさみ、これが利用料に転嫁されると利用自体がしにくくなることも考えられることから、随時の見直し、再検討をすべきであるとする。	
80	○ 賛成する。 提供のあり方としては、目的や用途によって提供の可否を決めるのではなく、自由な利活用を阻害しないようにすべきである。一方で、情報の不正な利用が発覚した場合には、利用契約を解除するなどの措置も行えるようにしておくべきであろう。 具体的な提供の方法については、研究者、企業、弁護士や司法書士などからヒアリングを行い、より利用のしやすい提供方法を検討すべきであるとする。 なお、情報管理機関による民事裁判情報の提供開始後も、現	

	在最高裁のホームページ上で、無償で行われている、判例・裁判例の情報提供サービスが廃止もしくは休止されることのないように配慮をしていただきたい。	
81	○ 報告書によれば、データの提供は契約を結んだ相手のみに行い、その契約者は特定の業界に偏ることが想定されている。そうすると国民の税金を投入すべきではなく、受益者である契約者がその拠出でデータベースの構築および運用の費用を賄うべきである。 情報管理機関は独立採算制とし、国の税金（あるいは補助金）を投入しないことを、報告書に明記すべきである。	
82	○ 本案資料P 3 1－（４）「提供の在り方」の項上から７行目以下に「不適切な改ざんがなされた情報が流布されるおそれがある。改ざんされた場合、訴訟関係者の権利・利益が侵害されるおそれがある。」と記述されていることについては、もっと広く捉える必要があるのではないかと考えます。 即ち、民事判決を行動規範又は行動指針及び紛争解決指針としている一般国民にとっても判決内容を改ざんされるならば被害を受けることになることは明らかと思うのであります。	
83	○ 検討会では、情報管理機関から民事裁判情報の提供を受ける利用者としては、法律雑誌社や判例データベース会社のような	

	民間事業者のほか、図書館、研究・教育機関、法律実務家、研究者、リーガルテック企業、その他の民間事業者、行政機関等、様々な者が想定されると指摘されました。 民事裁判情報は、訴訟記録の閲覧を通じて何人もアクセスできる情報であり、その公共財としての価値が高まっていることからすれば、情報管理機関は、こうした様々な利用者に対して、公平に民事裁判情報を提供していくべきと考えます。情報管理機関は、民事裁判情報の提供を求める者に対して、特段の事情がない限り、これを提供するものとする必要があります。 所属する団体（公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会は、消費生活相談窓口を開設しており、窓口対応の会員は、消費生活センターなどで消費生活相談員をしています。消費者と事業者間のトラブル解決に向けて努めていますが、合意（和解）にならない場合、民事調停や司法の利用を紹介する場合があります。その際に、民事裁判情報の提供を手軽に利用出来たら、相談者に情報提供が可能となります。相談者自身が民事裁判情報を入手することも可能になります。 一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易かつ低廉に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することを期待いたします。	
84	○ 民事判決情報の提供の在り方について、方針に賛成する。た	

	だし、情報管理機関は、民事裁判情報の不適切な利用が行われないよう、提供契約の締結にあたっては、悪用する恐れの高い個人や法人に 提供することのないよう、相当な手段により契約の相手方の調査を行うべきである。 (理由) ○ 「破産者マップ」と称するサイトの運営者のように、第三者が、現時点では想像もつかないような方法により、民事裁判情報を悪用する可能性は否定できないことに加え、一度インターネット上に掲載された情報については、完全に削除することが不可能であることから、情報管理機関においては、民事裁判情報の不適切な利用が行われないよう、提供契約の締結にあたっては、悪用する恐れの高い個人や法人に提供することのないよう、恣意的な選別とならない相当な手段により契約の相手方の調査をすべきであると考ええる。	
85	○ 多様な一次利用者の参入を可能にすること 民事判決情報の公共財としての性質、また、近時のデジタル技術の進展により更なる利活用の可能性が高まっていることからすると、国民全体にデータベース化のメリットをもたらすためには、スタートアップ企業（所謂リーガルテック企業等）を含む多様な一次利用者（情報管理機関と直接契約する事業者）の参入が不可欠である。そのため、以下のとおり、可能な限り参入障壁の低い精度とすべきである。	

	(1) 提供方法について API 接続の方法を用いるべき。 (2) 提供料金について 提供料金は、基幹データベースの健全な運用に支障のない範囲で、できる限り低廉なものとし、スタートアップ企業が負担可能な水準とすべき。 加えて、トランザクションに応じた料金も含めた柔軟な料金設定を準備し、多様な企業が利用しやすいものとすべき。 なお、上記のように参入障壁を下げることにより情報管理機関に負荷（サーバの維持管理、決済システムの整備）がかかるとの指摘が考えられるが、一次利用者は情報管理機関と契約した事業者に限定されることからサーバの負担は限定されていること、オンライン決済システムの整備そのものに過大な負荷がかかるとは考え難いことから、上記指摘はあたらないと思料する。	
86	○ 制度構築にあたり利用事業者の意見を聴取すること 民事判決情報の利活用を促進するため、基幹データベース構築の過程において、提供方法や付されるメタデータ、提供料金の在り方等について利用事業者となることが見込まれる者からの意見を聴取すべき。	
87	○ 制度構築後にも定期的にレビューを行うこと	

	制度構築後においても、料金を含む提供の在り方や一次利用及び二次利用市場の競争状況、利活用のユースケース等について定期的にレビューを行った上で必要に応じて制度を見直すこととし、当該レビューにあたっては、利用事業者を含むステークホルダーの意見を広く聴取すべき。	
88	○ 「民事裁判情報を提供するためには、情報管理機関においてシステム整備を行う必要があることから、上記利用者のニーズについては、都度個別に対応することは困難であるものの、こうしたニーズをくみ取り、必要に応じて対応することが期待される」（第5 3(4)オ p.34）との箇所に対し 情報管理機関は、民事裁判情報の提供形式やメタデータの項目・種類等について、柔軟な選択肢を用意し、これらについて利用者の要望を積極的に取り入れ、及び有識者に意見を求め、拡充すべきである。 また、仮名処理の程度を複数段階設け、提供先の目的・用途によってデータを使い分けることも検討すべきである。	
89	○ 情報管理機関から民事判決情報の提供を受ける利用者としては、法律雑誌社や判例データベース会社のような民間事業者のほか、図書館、研究・教育機関、法律実務家、研究者、リーガルテック企業、その他の民間事業者、行政機関等、様々な者が想定されると指摘されていますが、国民は、現状においても	

	判決情報をどのように取得できるのかを理解していないことが多いと考えます。このたびのデータベース化による情報の流れとしてP10にイメージ図がありますが、どの段階で一般の国民が判決情報を取得できるかわかりにくいと思われます。自由にアクセス可能となるというような誤解を招く可能性がありますので、これまでと同様に判例データベース会社等一次利用者から取得することが一般的であるなど、国民にわかりやすく説明をしていただくようお願いします。 地方公共団体が運営する消費生活センターでは、消費生活センターで解決困難な場合に法的手段を紹介することがありますが、その場合には、同種の消費者問題について弁護士の見解を得たり判決を確認したりして相談者に情報提供し、最終的には相談者に選択してもらいます。地方公共団体の財政的な問題もあることから、低廉な費用負担で消費生活センターが利用することができるような制度にさせていただくことで、裁判が国民にとって身近となり、国民の安心安全な暮らしに資するものとなると考えます。	
90	○ 「利用者」は、年間約 20 万件の民事裁判情報を有償で提供を受けることができるとのことだが、同情報のうち一部の情報のみ（例えば、行政訴訟のみなど）の提供を受けることは可能か？ ○ 上記が可能な場合、料金は、提供を受けた情報のみの料金設定となるのか？	

91	○ 提供の頻度は、年に一度一括で提供されるのか？月単位など定期的に提供される仕組みにしてほしい。	
(5) 情報管理機関が自ら民事裁判情報を利用する場合の留意点について		
92	○ 賛成する。 情報管理機関が自ら民事裁判情報を利用することで、よりよい情報の提供方法の検証や仮名処理技術の向上など、利用者にとってもメリットがある改善が行われる可能性がある。一方で、本案に指摘のあるような不適切な利用については、制限を設けるべきであると考えてる。	
4 民事裁判情報の管理の在り方		
(1) 情報管理機関が行うべき民事裁判情報の管理		
93	○ 賛成する。 民事裁判情報には個人のプライバシーに関する情報などが含まれることから、本案にあるような適切な情報管理につながる措置を検討することは当然であるといえる。	
94	○ 賛成する。 民事裁判情報は、いわゆる個人情報保護法に定める個人情報のみならず、より広く訴訟関係者の権利利益に関わる情報が含まれるものであるから、情報管理機関に安全管理措置等が求め	

	られることは当然と言える。 なお、情報処理機関が、仮名処理前の民事裁判情報を消去した後、利用者から民事裁判情報が電子裁判書の内容と異なっている旨の指摘を受けた場合に、必要な是正を行うための前提となる情報が裁判所における民事裁判記録ないし国立公文書館にしか保存されていないこととなるため、その是正のために必要な法整備や費用については留意する必要があるものと考え（４（１）エオ）。	
95	○ 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。	
（２）検討の視点について		
96	○ 賛成する。 本案で指摘されているように、情報管理機関における民事裁判情報の管理が適切に運用されなければ、国民が民事訴訟制度の利用をためらう理由になりかねない。また情報管理機関の提供する情報には当然、正確性が求められるため、こうした観点から検討を行うことは必要であると考え。	
（３）情報管理機関に求められる安全管理措置等について		

97	○ 権利を侵害された者への被害保障の観点から、資産的安全管理措置とも言うべき仕組みを設けるべきことを法令によって明文化すべきである。具体的にはいくつかの施策が考えられるが、現実的な方法として情報管理機関について損害賠償責任保険（弁護士費用を含む）への加入を義務付けるべきである。	
98	○ 賛成する。 情報管理機関が扱う情報に、個人のプライバシーに関する情報が含まれる可能性があることを考えれば、安全管理措置等を行うことは当然といえる。	
(4) 情報管理機関の従業者について		
99	○ 賛成する。 情報管理機関が適切に情報を管理するためには、従業者が情報管理の重要性を認識し、かつ情報管理機関が適切に監督を実施しなければならない。	
(5) 情報管理機関の業務委託について		
100	○ 賛成する。 情報管理機関が民事裁判情報の仮名処理などの処理を行う過程では、外部の機関に業務の一部を委託することが考えられる。高度な機密情報を扱う企業でも機密保持契約書などを締結	

	したうえで業務を外部委託することは広く行われており、情報管理機関においても外部委託すること自体に問題はないと思われる。ただし、外部委託先が適切に情報管理を行える企業や団体であるかについて確認を要する場合は、情報管理機関が扱う情報の重要性に鑑みて、委託及び再委託について、監督官庁の承認を必要とするなどの仕組みが必要であると考える。	
(6) 情報管理機関が提供する民事裁判情報の正確性について		
101	○ 賛成する。 情報管理機関が提供する情報が不正確であれば利用者に不測の損害を与えることにもなりかねない。情報管理機関としては、提供する情報にいつ時点の情報であるかを明記することや、万が一不正確な情報であることが分かった場合には、必要な是正を行う仕組みを整えることが必要であると考える。	
102	○ 「情報管理機関が提供する民事裁判情報が電子裁判書の内容と異なっていたり、更正決定の内容が反映されていなかったり、上訴の有無に関する情報が適切に反映されていなかったりすると、国民が判決の内容を正確に理解することができず、民事裁判情報を提供することの意義を実現できない」(第5 4 (6)ア p. 38-39) との箇所に対し 「上訴の有無に関する情報」を付するだけでなく、原審・上級審の判決が相互に参照しやすいよう、紐付けを行ったうえで	

	提供することが望ましい。 また、更正決定の内容も機械判読可能な形式で利用者に提供 する必要がある。	
103	○ 利用事業者（一次利用者及び二次利用者の双方を含む。以下 同じ）の責任制限 利用事業者が情報管理機関から提供を受けた民事判決情報 について、仮名化漏れや、電子裁判書の内容と異なるなどの瑕 疵があった場合に、利用事業者が契約関係のある者又は第三者 との関係で不法行為責任を負わないことを明確化すべき。	
（７）仮名処理前後の民事裁判情報の消去について		
104	○ 仮名処理前の民事裁判情報も仮名化が終了し利用者への提 供が開始された後でも、引き続き仮名処理前の情報を保存し利 用する場合があります。そこで、利用の必要がなくなれば仮名 化処理前の民事裁判情報の削除が求められるとしても、この利 用の必要性の判断は慎重に行うべきである。法制度化にあたっ てはその点に留意し、仮名化処理の終了ないし利用者への提供 開始をもって仮名処理前の民事裁判情報を削除するとのよう な規律を設けるべきはない。「利用の必要がなくなったときは、 遅滞なく削除すべきである。」との報告書素案は、「利用の必要 がなくなったとき」の具体的内容を上記のように理解しうる内 容となることを前提として賛成する。	

105	○ 賛成する。 一般論として、不必要となった情報は速やかに削除することで情報漏洩等のリスクを低減させることができる。仮名処理後の民事裁判情報を提供することが、情報管理機関の主たる役割であると考えるのであれば、仮名処理前の情報について長期間保存を行う理由は乏しいと思われる。情報管理機関が担う役割に照らして適切な保存期間を検討していくべきであろう。一方で、仮名処理後の情報については技術的に可能であれば長期間保存を行った方が利用者の利便性を向上につながると考える。	
5 事後的な措置等の在り方		
(1) 情報管理機関が行うべき事後的な措置等について		
106	○ 仮名化については、情報管理機関に適切な基準を策定することが求められるところ(素案26頁)、基準を策定するに当たっては、一定の裁量的判断を可能にするような基準とすることが必要である(素案27頁)。 事後的な対応に当たっても基本的には情報管理機関の裁量に委ねられるべきであるが、その裁量判断に当たっては、判断の公平性・中立性を確保するため、一定の事案については裁判所の意見を聴くことが必要な場合もあり得る。したがって、事後的な措置を行うために必要となる体制の整備のために、裁判官の関与など裁判所との連携も検討すべきである。	

107	○ 事後的措置等の必要については賛成である。その具体化にあたっては以下の点に留意すべきである。 1 既に行われた仮名処理が所定の基準に適合しない旨の申出がなされ、それが事実であるときは事後的是正の必要が認められるが、裁判の公開原則や民事裁判情報が公共財としての性格を有する観点からは、事後的な是正が適切に図られる限り、是正される前の段階での適法・違法の問題が生じないことが法制度化されるべきである。 2 個別の事情に応じて所定の基準以上の仮名処理を求める申出がなされたときも、一定のケースにおいてはこれを事後的な是正が必要となる。ただし、情報管理機関が、あらかじめ定められ、(監督官庁の認可を得た) 業務規程や業務ガイドライン等に従って仮名化処理をした以上は違法の問題を生じる余地はないことを事後的措置の法制化にあたっては何らかの形で明確にすべきである。 3 所定の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出がなされたときには、その必要性が明確な場合に限り、上記 2 と同様に考えるべきである。	
108	○ 情報管理機関が、事後的な措置を行うに当たり、申出内容の調査・検討を行うための必要な体制整備として、情報管理機関において加工処理前の情報を一定期間保有する制度を設ける	

	べきである。 民事判決情報につき、仮名化処理の基準に適合していない旨の申出等が出された場合は、例えば、仮名化された当事者が特定され、当該人物の社会的信用への影響、生命身体の侵害可能性等が現に発生する等、迅速な対応が求められる場面が想起されるためである。	
109	○ 賛成する。 本案にあるように情報管理機関が裁判所から民事裁判情報を取得した後に、閲覧等の制限決定がされることや、仮名処理を行った後に利用者等の申出により対応を行う必要が生じることはありえるため、事後的な措置等について体制整備を行うことは必要であると考える。	
110	○ 情報処理機関が、(1)既に行われた仮名処理が第一次的な処理基準に適合していない旨の申出及び(2)個別の事情に応じて第一次的な処理基準以上の仮名処理を求める申出を受け付け、申出の内容に応じた事後的な措置を行うとともに、必要に応じて他の利用者に行った措置の内容を通知すべきとの提案に賛成する。(3)第一次的な処理基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出については、仮名処理前の民事裁判情報が情報処理機関に保存されていないことも想定されることから、民事訴訟法上の閲覧制度を利用す	

	ることで対応すべきであるとする。	
(2) 仮名処理に関する事後的な措置について		
111	○ 事後的な措置が要請されるのは一定の要件を満たす場合に 限られるべきであるが、その場合でも事後的な措置を適切 に行った場合には情報管理機関に賠償責任が生じないとの 規律を明文化すべきである。具体的には、「特定電気通信役 務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関 する法律」3条を参考として以下のような規定を設けること が考えられる。 1 情報管理機関の不十分な仮名化処理等による民事裁判情 報（以下「当該情報」という。）の提供によって一定の個 人の権利が侵害されたときでも、より適切な仮名化処理を 行うことが技術的に可能な場合であって、以下のアまたは イのいずれかに該当するときでなければ、賠償の責に任じ ない。 ア 情報管理機関が当該情報の流通によって一定の個人の 権利が侵害されていることを知っていたとき イ 情報管理機関が当該情報の流通を知っていた場合であ って、当該流通によって一定の個人の権利が侵害されて いることを知ることができたと認めるに足る相当の理 由があるとき 2 情報管理機関が情報の提供を中止するなどの措置を講じ	

	たことにより当該措置により利用者に生じた損害については、当該措置が当該情報の流通を防止するために必要な限度において行われた場合であって、情報管理機関が利用者による情報の流通によって一定の個人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があったときは、賠償の責に任じない。	
112	○ 「情報管理機関が利用者に提供する前であっても、申出をする者が電子裁判書の内容及び前記 2 (1) の基準による仮名処理の対象となる情報を知っていれば、更に仮名処理を求める情報を特定して当該情報について追加的な処理を求めるなどといった方法により申出を行うことが可能である」(第 5 5 (2) ウ p. 42) との箇所に対し、 すでに利用者に提供した情報の一部に仮名処理を追加的に 行い再提供するという手戻りが生じる可能性を減らすという 観点から、判決の言い渡し等があった直後から予備的に基準に 沿った仮名処理以上の処理を求める申出を行うことができる 旨を訴訟関係者に教示又は周知し、このような申出を制度的に 整えておくべきである。	
113	○ 第一義的に仮名処理や安全管理措置を講じることの他、閲覧 制限決定が行われた場合や仮名処理に誤りがあった場合、他の 情報と組み合わせることにより個人を識別することができる	

	情報については個別の事情に応じて利用者の申出に適切に対応する必要があると指摘されています。情報管理機関は申出を受け付け、事後的な措置として、適切に民事裁判情報の内容の訂正や通知をすることに賛成します。 しかし、国民としては、訂正の申出をしてもよいのか、申し出る窓口があるのかということがわからなければ申出ができず、訴訟関係者の権利利益に配慮しているとは言えません。 「情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資する」という意見に賛成します。	
(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について		
114	○ 賛成する。ただし、事後的な措置を行うにあたって、情報管理機関が第三者に意見を求める場合でも判断を速やかに行えるようにする必要がある。 情報管理機関が事後的な措置を行うにあたっては、訴訟関係者の権利利益の配慮と民事裁判情報の提供の意義のバランスをとることが重要となる。しかし、犯罪やDV被害などように仮名処理を即時に行わなければ、被害者等に重大な被害が生じる事案もありうる。本案では情報管理機関が法曹有資格者などに意見照会を求める仕組みも検討されているが、事案によって	

	は即時に仮名処理を行った上で、意見照会を行うような運用が必要になるのではないかと考える。	
6 情報管理機関に対する監督等の在り方		
(1) 情報管理機関に対する監督等の在り方		
115	○ 広く我が国の司法制度全体を充実・発展させるための基幹データベース構築を早期に実現するためには、裁判所をはじめとする国の協力の下、当面は、民間主導の継続性ある枠組みを前提として制度を構築していくべきである。 ○ これに対して、諸外国においては、判決情報のオープンデータ化を、国が国民に対する司法サービスとして実施している例も散見される。前述のとおり電子判決書の公開が憲法第82条によって特に要求されていることからすれば、基幹データベースの構築も、本来、国の責任において行うべきものである。 しかし、素案の提言する基幹データベースの構築を裁判所が担うことは、我が国の現状に鑑みると、期待し難い。すなわち、素案の提言の趣旨を斟酌すれば、基幹データベースを構築する意義は、個別にみれば必ずしも先例的価値や社会的関心が高くないとされてきた裁判例についても利活用の途を開き、民間の活力を生かした新たな利活用の成果を通じて我が国全体の司法制度を発展・充実させることにある。このような利活用が活発に行われ、基幹データベースが我が国における不可欠の司法インフラとして国民に浸透した後であればともかく、その前の	

	時点では、裁判所の本来的な役割があくまで対立当事者間の紛争を解決することにあることからすれば、個別の紛争において直ちに先例となり得るとは限らない裁判例を含めて基幹データベースを構築し、民間の商業ベースを含めた利活用に供することは、直ちに裁判所の担う事務になじむものとは言い難い。 したがって、速やかに基幹データベースの構築を実現し、これを我が国の司法インフラとして定着させるために、裁判所をはじめとする国の協力の下、当面は、民間主導の継続性ある枠組みを前提として制度を構築していくべきである。 ○ 前述のとおり基幹データベース構築は、当面民間主導で行うとしても、情報管理機関を民間団体が担うことになった場合には、常に事業としての継続性そしてそれを支える当該組織の永続性についての懸念が付きまとう。民事裁判情報の利用者への提供の重要性に鑑みれば、途切れることなく永続的に提供を続ける必要がある。そのため、基幹データベースの運用状況を注視しつつ、将来的に情報管理機関を国が運営することの可否を含め、必要な検討を行うべきである。	
116	○ 法規に監督に関する規律を設ける際には、これとともに、「情報管理機関の自主的運営を害することがあってはならない」との規定も法令等に明文化すべきである。	
117	○ 素案は、情報管理機関を一つに限らないこととした場合に	

	は、情報管理機関による競争により提供料金の低廉化につながる可能性があるほか、一つの情報管理機関が事業を停止した場合に他の情報管理機関による民事裁判情報の提供が継続されるという利点が考えられるとする（４５頁）。 しかし、提供料金は一次的な利用者が負担することになるが、その一次的な利用者は限られており、複数の情報管理機関が存在する場合、それぞれが限られた利用者を取り合うことになる。その場合、仮名処理をはじめとする民事裁判情報提供に係る経費を低廉な提供料金で賄うことは困難となり、競争原理によって提供料金の低廉化につながる可能性はむしろ少ない。かえって事業の継続性に支障を来すことになる。前述のとおり基幹データベースの構築は本来国の責任において行うべきことであり、その提供される情報は国民の利益に資するものであるが、国民の利益のために民事裁判情報を活用する直接の利用者は法曹関係者や研究者などの限られた者である。したがって、競争にはなじまない。 現在、独自の基準に基づいて人手と費用をかけて行われている仮名化作業を集約し、単一の基準に基づいてＡＩ技術を活用して統一的に仮名処理を行うことにより、社会全体としての効率化を図るためには、情報管理機関は一つに限るべきである。	
118	○ 賛成する。 情報管理機関の指定などにより、その適格性を担保するため	

	に監督官庁による監督を求めることには合理的な理由があると言えるが、監督官庁による監督が形式的なものにとどまることがないように留意し、情報管理機関における業務執行の透明化が図られることが望ましい。 なお、情報管理機関に対する監督は、司法制度と密接な関係にあり、裁判所や裁判手続に関する専門性が深く、かつ、行政機関においても中立的であることが求められ、国民の司法システムに対する信頼を構築するという目的において、法務省が監督官庁としてこれを行うことが適切と考える（６（４））。	
119	○ 情報管理機関の業務内容等を鑑みれば、法務大臣が、全国に一を限って、情報管理機関を指定すべきものであり、情報管理機関に対する監督は、法務省が実施することが適切であると考ええる。	
120	○ 監督の内容は、もっぱら個人情報の保護であるため、監督官庁は個人情報保護委員会とすべきである。行政の重複による無駄を避けるため、法務省は監督官庁となるべきではない。 また、法務省は「身内」であるため、個人情報の漏洩などがあった場合に監督の実効性が期待できず、むしろ個人情報保護委員会のような法務省から離れた組織が監督に当たるべきである。	

121	○ 賛成する。 情報管理機関が担う業務の重要性に鑑みて、本案にあるように監督官庁が一定の要件のもと情報管理機関を指定する仕組みが必要であると考ええる。	
(2) 情報管理機関の適格性を担保するための仕組みについて		
122	○ 賛成する。 情報管理機関による民事裁判情報の提供が低廉なコストで行われる限りは、情報管理機関を1つに絞ることに異論はない。	
123	○ 情報管理機関の適格性を担保するための仕組みの提案について賛成します。不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられると指摘されておりますが、昨今の情報漏洩やウイルス感染、サイバー攻撃、フィッシング等情報セキュリティについては、かなりの対策を要します。セキュリティシステムの問題だけでなく、人為的ミスや委託先による情報漏洩が多く発生しています。当然のこととしてこのような情報セキュリティの確保は条件に入るものと思いますが、国民から見た時、この点は注目度が高くなりますので、これらの対策が万全であることが条件であることを明らかにしていただくようお願いします。	

(3) 情報管理機関に対する監督の在り方について		
124	○ 基本的に反対するものではないが、情報管理機関の自主的運営の確保の要請と、その一環として生じる提供料金の決定に関しては、仮名化処理に要する費用のみならず、情報管理機関がその存立、運営を可能とするための財政的基盤を保障するに足る費用（弁護士費用を含む損害賠償責任保険への加入費用や仮名化処理の不十分や情報漏洩等の事態に生じる損害賠償責任の発生に備えるための引当金）を反映したものとすべきである。また、価格決定の問題についての監督権の行使は基本的に無用である。利用者となる民間事業者を民事判決オープンデータ化の枠組みの中で経済的に優遇する特別な必然性は認められず、営利目的で基幹データを取得する民間事業者との間の価格決定の問題は情報管理機関と利用者間の自主性ある契約交渉に委ねるべき事柄であることを前提とすべきである。	
125	○ 賛成する。 情報管理機関の業務の適正を担保するために、事業計画等について監督官庁の認可を要することに異論はない。	
(4) 監督官庁について		
126	○ 賛成する。 監督官庁を法務省とすることに異論はない。	

その他		
127	○ 令和４年改正民事訴訟法は、２０２６年（令和８年）３月までの全面施行が見込まれる。全面施行日以後に提起された訴訟の判決については、訴訟記録が電子化され、判決は電子判決書となる（第２５２条、第２５３条）。したがって、速やかに法整備を行い、基幹データベースには、全面施行日以後に提起された訴訟の電子判決書をすべて収録できるようにすべきである。	
128	○ 民事裁判情報は、本来的には何人でもアクセスできる情報であり、公共財としての側面を有するものであることから、仮名処理の対象とする必要がない情報については、できる限り仮名処理の対象としないこととする運用が望ましい（２８頁）。 そして、いかに精緻な仮名処理の仕組みを設けても、仮名漏れが生じる可能性はなくなる。しかし、裁判書が、憲法の裁判の公開原則に基づき、何人も閲覧できるものであることからすれば、情報管理機関が基準に従って仮名処理をしている限り、仮名化された民事裁判情報を利用者に提供したことによって、訴訟の関係者等から情報管理機関がプライバシー等の侵害を理由として不法行為責任が発生することはないと考えるべきである。また、情報管理機関から民事裁判情報の提供を受けた利用者についても、情報管理機関による処理を信頼することが許容されることから、提供された民事裁判情報を適切に利用	

	する限りにおいて、不法行為責任を負うものではない。 当連合会は、民事裁判情報提供に係る不法行為責任について、以上のように理解をしているが、素案を作成する過程において、検討会においても同旨の議論が行われたことを念のため確認する。	
--	---	--